

令和7年(2025年)4月1日

質 問 事 項 回 答 書

真庭市久世エリア公共施設複合化に向けた基本方針の策定及び民間資金等活用事業業務の質問項目について、次の通り回答いたします。

頁・対応部分	質問事項	回答
コンソーシアム形式での応募の可否について	本業務への参加にあたり、コンソーシアム（共同企業体）形式での応募は可能かご教示ください。 可能な場合、代表企業が真庭市様と契約を締結する形での応募で良いでしょうか。また、構成企業の技術者が「管理技術者」の資格要件（技術士・一級建築士等）を満たしていれば良いか、あわせてご教示ください。	コンソーシアム（共同企業体）形式での応募は可能です。契約締結については、お見込みのとおりです。仕様書中「自らの組織の中から、管理技術者として配置できること。」としているため、コンソーシアム（共同企業体）形式で応募する場合には、代表企業にその資格者を有する者を配置することが求められます。
管理技術者の配置について	管理技術者に一級建築士の資格を有する者を配置した場合であっても、構成員にア. 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）、イ. 技術士（部門：都市及び地方計画）、ウ. RCCM（部門：都市及び地方計画）の資格を有する者を配置する必要があるかご教示ください。	配置いただく必要があります。
入札参加資格について	参加資格者名簿に未登録の場合、当該種別の規定で定める入札参加資格審査申請書類を参加表明手続きまでに財産活用課契約管理係に提出し、確認を受ける必要があるという理解で正しいでしょうか。	入札参加資格審査申請書類は、当該業務を所管する総合政策部総合政策課までご提出ください。その時期については、ご認識いただいているとおりです。
■実施要領 3. 参加資格 ⑦及び⑧	⑦の要件では、管理技術者の要件は技術士（総合技術監理）、技術士、RCCM とされていますが、⑧については、体制とし	ご認識いただいているとおりです。

	て最低 1 名は一級建築士を配置することとの解釈でよいでしょうか。	
■実施要領 8. 審査基準及び配点 (1)事業者の評価	「同種または類似業務」について、同種業務、類似業務については参加資格要件に記載されている「公有財産整備における民間資金等導入検討調査業務」及び「公共施設に係る基本構想若しくは基本計画の策定又は実施（基本）設計業務に関する業務」の両方との理解でよいでしょうか。 また同種業務と類似業務それぞれに対して個別の定義があればご教示いただければと思います。	ご理解いただいているとおりです。特に個別の定義付けは行っておりません。
■実施要領 6. 企画提案書等の作成及び提出 (2) 提出書類の内容と枚数	【様式 7】担当技術者調書に記載する「同種または類似業務」について、業務実績に、参加申込み時点で履行中の業務を含めることは可能でしょうか。 あるいは、過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度まで）に業務が完了したもののみを記載するものでしょうか。	参加申込み時点で履行中の業務は含めず、既に業務が完了しているものに限ります。
■業務仕様書 7 業務内容-7.5 その他	「検討会議等の対応」とあるが、現時点で想定されている会議の開催回数をご教示いただきたい。	想定している検討会議等の開催回数は、業務の進捗に応じて変動する可能性もありますが、概ね 5 回程度を想定しています。
【プロポ-ザル実施要領】 P3 6. (1) 提出書類・必要部数	「①企画提案書等 原本 1 部、副本 10 部」と記載がありますが、原本に社名を記載し副本では社名を記載しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解いただいている取扱いで差支えありません。
【プロポ-ザル実施要領】 P3 6. (2) 提出書類の内容と枚数	枚数及びページ制限として「A4 で 20 枚まで(両面印刷で最大 40 ページまで可)※表紙・目次は除く」と記載がありますが、フォントサイズ（ポイント）に規定があり	文字サイズ等は、特に指定はありません。

	ましたらご教示ください。	
【別紙1 仕様書】P5 7.5 その他 (1) 基本方針の検討段階における支援	「基本方針の検討段階において、検討会議等の対応（資料作成、出席、議事録の作成等）を支援する。」と記載がありますが、検討会議の開催回数や開催時期を提案させていただくことと理解してよろしいでしょうか。	検討会議等の開催回数は、前述「■業務仕様書 7 業務内容-7.5 その他」のとおりです。また、その回数、時期を含めてご提案いただいても差支えありません。
【別紙2 久世エリアの公共施設の最適化基本方針】 5.対象となる公共施設	本業務の対象となる公共施設のうち既存の公共施設について、公共施設毎の敷地範囲についてご教授ください。 ・久世公民館 ・久世エスパスセンター（久世図書館を含む） ・久世体育館（典武館を含む） ・久世第二保育園 ・久世保健福祉会館 ・遷喬小学校 ・旧遷喬尋常小学校 ・真庭市消防本部庁舎	既存の「久世公民館」、「久世保健福祉会館」及びその周辺の敷地範囲を想定しているが、敷地範囲の選定を含めてご提案いただくことを妨げない。